

令和5年5月2日

岡山県立西大寺高等学校長

新型コロナウイルス感染症の学校における対応について

令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行されるのを受けて、学校における対応の変更についてお知らせしますので、ご確認願います。

1 平時からの感染症対策について

(1) 健康観察

- ・Chromebookによる毎朝の健康観察は変更せずに継続します。

(2) 換気の確保

- ・教室の対角の窓を10cm開けるなどの換気の確保は変更せずに継続します。

(3) 手洗い等の手指衛生

- ・登校時や外から教室に入る時、トイレの後、昼食の前後など、こまめな手洗いは継続して指導します。また、各教室等に置いている消毒液はしばらくの間配置します。

(4) マスクの着脱

- ・現行と同様に、学校教育活動においては、生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。
ただし、感染流行時にはマスクの着用を促すこともあります。

(5) 昼食時等

- ・昼食や飲食の場面においては、「黙食」の必要はありません。

2 出席停止の扱いについて

(1) 出席停止となる場合

- ・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
出席停止の期間は、発症した日を0日として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後、1日を経過するまで、となります。
なお、「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態を指します。

(2) 出席停止とならない場合

- ・濃厚接触者について
同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合でも、濃厚接触者の特定は行われなくなることから、出席停止とはなりません。
- ・濃厚接触者に準ずる扱いについて
学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合でも濃厚接触者に準ずる扱いとはならなくなり、出席停止とはなりません。
- ・生徒本人に発熱等の風邪症状がみられる場合
変更となり、出席停止とはなりません。
- ・同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合
変更となり、出席停止とはなりません。

(3) 出席停止の期間を経て、登校する際

- ・治癒証明や陰性証明を提出する必要はありません。

(4) 感染が不安で休ませたい場合

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、自宅等で隔離する手段がない場合など、合理的な理由がある場合がその対象となります。

3 部活動について

大会等への参加に当たっては、主催者が策定したガイドラインや中央競技団体等が示すガイドラインを遵守し、顧問が連絡します。